

## 認可保育所の設置にあたって

## 1 認可保育所の認可等スケジュール

時期	申請者	県
～10月	・認可申請の準備 ・認可申請書仮提出	→ <u>仮提出期限（10月1日）</u> ※土日祝日の場合は翌開庁日
～12月	・認可申請書の追加・修正	・認可申請書の確認 ・認可保育所設置認可部会
～2月	・認可申請書本申請	→ <u>申請書本提出期限（2月15日）</u> ※土日祝日の場合は翌開庁日
～3月	・認可申請書の補正	・認可申請書の審査 ・現地調査 ・認可

※ 既存園で運営法人や法人格が変わる場合も認可申請が必要となります。

## 2 認可保育所設置認可事務の流れ

### (1) 申請の準備

- 市町村との事前相談

### (2) 仮申請

- 児童福祉施設設置認可申請書を県子育て社会推進課へ提出（1部）
  - ・ 所定の書類を添付

※管轄の市町村へも同書類のデータを提出願います。

### (3) 認可の審査等（県）

- 書類の確認
- 設置認可部会にて審査

### (4) 本申請

- 児童福祉施設設置認可申請書を県子育て社会推進課へ提出（1部）
  - ・ 所定の書類を添付（仮申請時に提出済のものは不要）

※管轄の市町村へも同書類のデータを提出願います。
- 既存園で運営法人が変わる場合は、児童福祉施設廃止承認申請書を提出

### (5) 認可の審査等（県）

- 書類審査
- 市町村への協議
- 現地調査

### (6) 認可

- 県から申請者、関係市町村へ通知

その他ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

宮城県保健福祉部子育て社会推進課  
保育支援班  
電話：022-211-2529 FAX：022-211-2591  
メール：kosodateh@pref.miyagi.lg.jp